大阪市条例第36号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大阪市個人番号の利用等に関する条例(平成27年大阪市条例第87号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削 る。

改正後					改正前			
別表第1 (第3条関係)					別	別表第1 (第3条関係)		
	項番号	執行機関	事務	Ç		項番号	執行機関	事務
	[略]				[同左]			
	[削る]					5	市長	「生活に困窮する外
								国人に対する生活保
								護の措置について」
								(昭和29年5月8日
								社発第382号厚生省
								社会局長通知。以下
								「厚生省通知」とい
								う。) の定めるところ
								による生活保護の措
								置に関する事務であ
								って市規則で定める
								もの
別	別表第2(第3条関係)					表第2(第3条隊	 係)
	[表 別紙2 挿入]						長1 挿	入]
備	備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。							

附則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

[別表第2 別紙1]

項番号	執行機関	事務	特定個人情報
1	市長	児童福祉法(昭和22年法	児童福祉法による障害児通所支援若し
		律第164号) による里親の	くは障害児相談支援に関する情報、身
		認定、養育里親の登録、	体障害者福祉法(昭和24年法律第283
		小児慢性特定疾病医療	号) による身体障害者手帳若しくは精
		費、療育の給付、障害児	神保健及び精神障害者福祉に関する法
		入所給付費、高額障害児	律(昭和25年法律第123号)による精神
		入所給付費、特定入所障	障害者保健福祉手帳に関する情報(以
		害児食費等給付費若しく	下「身体障害者手帳等関係情報」とい
		は障害児入所医療費の支	う。)、生活保護法(昭和25年法律第144
		給、日常生活上の援助及	号) による保護の実施若しくは就労自
		び生活指導並びに就業の	立給付金の支給に関する情報(以下「生
		支援の実施、負担能力の	活保護関係情報」という。)、地方税法
		認定又は費用の徴収に関	(昭和25年法律第226号) その他の地方
		する事務であって市規則	税に関する法律に基づく条例の規定に
		で定めるもの	より算定した税額若しくはその算定の
			基礎となる事項に関する情報(以下「地
			方税関係情報」という。)、国民健康保
			険法 (昭和33年法律第192号) 若しくは
			高齢者の医療の確保に関する法律(昭
			和57年法律第80号)による医療に関す
			る給付の支給若しくは保険料の徴収に
			関する情報(以下「医療保険給付関係
			情報」という。)、特別児童扶養手当等
			の支給に関する法律(昭和39年法律第
			134号)による障害児福祉手当若しくは
			特別障害者手当若しくは国民年金法等
			の一部を改正する法律(昭和60年法律
			第34号。以下「昭和60年法律第34号」
			という。) 附則第97条第1項の福祉手当

の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの

[同左]

[別表第2 別紙2]

項番号	執行機関	事務	特定個人情報
1	市長	児童福祉法(昭和22年法	児童福祉法による障害児通所支援若し
		律第164号)による里親の	くは障害児相談支援に関する情報、身
		認定、養育里親の登録、	体障害者福祉法(昭和24年法律第283
		小児慢性特定疾病医療	号)による身体障害者手帳若しくは精
		費、療育の給付、障害児	神保健及び精神障害者福祉に関する法
		入所給付費、高額障害児	律(昭和25年法律第123号)による精神
		入所給付費、特定入所障	障害者保健福祉手帳に関する情報(以
		害児食費等給付費若しく	下「身体障害者手帳等関係情報」とい
		は障害児入所医療費の支	う。)、生活保護法(昭和25年法律第144
		給、日常生活上の援助及	号)による保護の実施若しくは就労自
		び生活指導並びに就業の	立給付金の支給に関する情報(以下「生
		支援の実施、負担能力の	活保護関係情報」という。)、地方税法
		認定又は費用の徴収に関	(昭和25年法律第226号)その他の地方
		する事務であって市規則	税に関する法律に基づく条例の規定に
		で定めるもの	より算定した税額若しくはその算定の
			基礎となる事項に関する情報(以下「地
			方税関係情報」という。)、国民健康保
			険法 (昭和33年法律第192号) 若しくは
			高齢者の医療の確保に関する法律(昭
			和57年法律第80号)による医療に関す
			る給付の支給若しくは保険料の徴収に
			関する情報(以下「医療保険給付関係
			情報」という。)、特別児童扶養手当等
			の支給に関する法律(昭和39年法律第
			134号) による障害児福祉手当若しくは
			特別障害者手当若しくは国民年金法等
			の一部を改正する法律(昭和60年法律
			第34号。以下「昭和60年法律第34号」
			という。) 附則第97条第1項の福祉手当

の支給に関する情報、介護保険法(平 成9年法律第123号)による保険給付の 支給、地域支援事業の実施若しくは保 険料の徴収に関する情報(以下「介護 保険給付等関係情報」という。)、障害 者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律(平成17年法律第 123号) による自立支援給付の支給に関 する情報(以下「障害者自立支援給付 関係情報」という。) 又は「生活に困窮 する外国人に対する生活保護の措置に ついて」(昭和29年5月8日社発第382 号厚生省社会局長通知。以下「厚生省 通知」という。)の定めるところによる 生活保護の措置に関する情報であって 市規則で定めるもの

[略]